



遠野市告示第37号
平成30年3月27日

遠野市貸貸住宅整備資金利子補給金交付要綱を次のように定める。

遠野市長 本 田 敏 秋



遠野市貸貸住宅整備資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、遠野市産業振興条例（平成30年遠野市条例第1号。次条において「条例」という。）第2条に規定する基本理念を踏まえ、産業に携わる人員の確保を図り、地域社会において生活を営む貸貸住宅を整備するため、事業者が金融機関から借り入れる貸貸住宅整備資金に係る利息に対し予算の範囲内で利子補給金を交付することについて、遠野市補助金交付規則（平成17年遠野市規則第65号。第8条及び第9条において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内に住所を有する個人又は市内に事業所その他営業所を有する中小企業等で次に掲げるものをいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条第1項の許可を受けた者を除く。
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する事業協同組合、協同組合連合会、企業組合及び協業組合
 - ウ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条に規定する公益社団法人及び公益財団法人
- (2) 貸貸住宅 貸貸を目的に市内に整備する長屋又は共同住宅
- (3) 貸貸住宅整備資金 貸貸住宅の建築又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えに係る資金
- (4) 金融機関 条例第8条第1項に規定する金融機関
- (5) 貸付事業 金融機関が行う貸貸住宅整備資金の貸付け
(利子補給金の交付対象となる資金の種類等)

第3条 利子補給金の交付対象となる資金の種類、利子補給率、利子補給金の対象となる貸付金の額及び利子補給期間は、次のとおりとする。

資金の種類	利子補給率	利子補給金の対象となる貸付金の額	利子補給期間
貸貸住宅整備資金	1.0パーセント以内	1億円以内	貸付けの実行をした日の属する年から起算して15年以内

2 同一事業者に対する2以上の貸付事業を利子補給金の交付対象とすることはできない。

(利子補給金の交付対象者)

第4条 利子補給金の交付対象者(次条及び第6条第1項において「利子補給対象者」という。)は、金融機関から賃貸住宅整備資金を借り入れ、市長の承認を受けた事業者とする。

2 前項の規定による交付対象者は、金融機関に対し、利子補給金の交付及び受領の手続に関する権限を委任することができる。

(利子補給金の額)

第5条 交付対象となる利子補給金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間において利子補給対象者が返済した第3条に規定する資金の額に対し、当該利子補給率を乗じて得た額とする。

(利子補給金の交付承認)

第6条 利子補給金の交付を受けようとする利子補給対象者(次項及び次条において「承認申請者」という。)は、遠野市賃貸住宅整備資金利子補給金交付承認申請書(様式第1号)に関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理した場合は、その内容を審査し、交付することが適当と認めるときにあっては遠野市賃貸住宅整備資金利子補給金交付承認通知書(様式第2号)により、交付することができないと認めるときにあっては遠野市賃貸住宅整備資金利子補給金交付不承認通知書(様式第3号)により、承認申請者に通知するものとする。

(利子補給金の交付変更承認)

第7条 承認申請者は、利子補給金の交付対象となる資金の貸付け又は返済の内容に変更が生じた場合は、遠野市賃貸住宅整備資金利子補給金交付条件変更承認申請書(様式第4号)に関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理した場合は、その内容を審査し、利子補給金の交付条件の変更を認めるときにあっては遠野市賃貸住宅整備資金利子補給金交付条件変更承認通知書(様式第5号)により、承認申請者に通知するものとする。

(利子補給金の交付決定)

第8条 規則第4条に規定する申請に当たっては、遠野市賃貸住宅整備資金利子補給金交付申請書(様式第6号)に当該資金の貸付けを行った金融機関が証する貸付金返済履歴に係る書類を添付し、当該貸付けの実行をした日の属する年の翌年の1月31日までに市長に提出しなければならない。

2 規則第7条に規定する通知は、遠野市賃貸住宅整備資金利子補給金交付決定通知書(様式第7号)により行うものとする。

(利子補給金の請求)

第9条 規則第13条第1項に規定する請求に当たっては、遠野市賃貸住宅整備資金利子補給金交付請求書(様式第8号)を前条第2項の規定による決定通知を受けた日から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。

(利子補給金の交付)

第10条 市長は、前条の規定による請求を受理した日から起算して30日以内に利子補給金を交付しなければならない。

(利子補給金の交付の停止等)

第11条 市長は、次のいずれかに該当するときは、利子補給金の交付を停止し、以後の利子補給金の交付を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 毎年12月末日時点において貸付金の返済が停止しているとき。
- (2) 地方税法（昭和25年法律第 226号）第5条に規定する市町村税の滞納があったとき。
- (3) 貸付金を完済したとき。
- (4) 対象住宅を居住以外の目的に転用したとき。
- (5) 対象住宅を第三者に譲渡又は貸付けしたとき。
- (6) 賃貸住宅整備資金を借り入れた目的以外の目的に使用したとき。
- (7) 偽りその他不正の手段により利子補給金の交付を受けたとき。
- (8) その他この告示の規定に違反したとき。

(報告及び調査)

第12条 市長は、前条に規定する行為の有無を調査する必要があるときは、利子補給金の交付を受けた者又は金融機関に対し、当該貸付事業の内容の詳細に関し報告を求め、又は当該貸付事業に係る帳簿、書類等を調査することができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行し、平成30年1月1日から適用する。

(申請期限)

- 2 第6条第1項に規定する申請は、平成33年3月31日までに限り行うことができる。ただし、平成32年12月31日までに賃貸住宅の建築又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えが完了し、建物の表示に関する登記をしたものに限る。

(この告示の失効)

- 3 この告示は、平成49年3月31日限り、その効力を失う。

遠野市長 様

（申請者）住所

氏名

㊟

遠野市賃貸住宅整備資金利子補給金交付承認申請書

利子補給金の交付の承認を受けたいので、遠野市賃貸住宅整備資金利子補給金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

関係書類（各1部）

- 1 ローン申込書の写し
- 2 住宅建設の契約書の写し
- 3 過去1年分の納税証明書
- 4 利子補給金交付請求予定一覧表（融資実行試算照会票）
- 5 個人情報の提供に関する同意書（様式第1号別紙）

個人情報の提供に関する同意

私は、遠野市賃貸住宅整備資金利子補給金交付要綱に規定する利子補給金の交付の承認及び審査のため、遠野市が保有する私に関する次の個人情報を必要な範囲で遠野市が利用することに同意します。

- 1 市税の納付状況に関する情報
- 2 固定資産課税台帳等の登録事項に関する情報

申請者

㊟

(様式第1号別紙)

年 月 日

金融機関の長 様

(申請者) 住所
氏名

印

個人情報の提供に関する同意書

私は、遠野市賃貸住宅整備資金利子補給金交付要綱（以下「要綱」という。）に規定する利子補給金の交付の承認（変更）申請、交付申請及び交付請求に関し貴行による支援を受けるため、私の個人情報を含む関連情報を必要な範囲で貴行が取得、保管及び利用することに同意します。

また、遠野市から貴行に対して要綱の規定による調査があった場合、私に関する次の個人情報を遠野市に提供することに同意します。

- 1 氏名、住所、連絡先その他の個人を識別することができる情報
- 2 融資残高、返済状況その他の与信取引状況に関する情報
- 3 その他要綱に定める手続のため貴行が取得した情報

様

遠野市長



遠野市賃貸住宅整備資金利子補給金交付不承認通知書

年 月 日付で申請のあった遠野市賃貸住宅整備資金利子補給金の交付については、下記の理由により承認できませんので通知します。

記

- 1 金融機関 銀行 支店
- 2 不承認の理由

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、遠野市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に遠野市（訴訟において市を代表する者は市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

遠野市長 様

(申請者) 住所
氏名

㊟

遠野市賃貸住宅整備資金利子補給金交付条件変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で承認された遠野市賃貸住宅整備資金利子補給金の交付について、下記のとおり変更したいので、遠野市賃貸住宅整備資金利子補給金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

	変更前	変更後
借入金額	円	円
融資実行日	年 月 日	年 月 日
利子補給期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
その他		

2 関係書類（各1部）

- (1) ローン申込書の写し
- (2) 住宅建設の契約書の写し
- (3) 利子補給金交付請求予定一覧表（融資実行試算照会票）

様

遠野市長



遠野市賃貸住宅整備資金利子補給金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった遠野市賃貸住宅整備資金利子補給金の交付について、遠野市補助金交付規則第5条第1項の規定により、次の利子補給金を交付することに決定したので、同規則第7条及び遠野市賃貸住宅整備資金利子補給金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

利子補給金交付決定額 円

注 利子補給金の交付請求に当たっては、この通知の写しを添付して提出すること。

年 月 日

遠野市長 様

(申請者) 住所
氏名

㊟

遠野市賃貸住宅整備資金利子補給金交付請求書

年 月 日付け 第 号で決定された遠野市賃貸住宅整備資金利子補給金の交付を受けたいので、遠野市補助金交付規則第13条第1項及び遠野市賃貸住宅整備資金利子補給金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり利子補給金の交付を請求します。

記

1 利子補給金交付請求額 円

2 振込先口座

金融機関名	銀行 支店
口座種別	普通・当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

3 承認番号

4 支払期間 年 月 日から 年 月 日まで